

法人税法等の一部を改正する法律（案）

（法人税法の一部改正）

第一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第三項第一号中「百分の八十」を「百分の六十」に改める。

第五十四条第一項中「計算した金額」の下に「の百分の八十に相当する金額」を加える。

第九十三条第二項第二号イ中「百分の八十」を「百分の六十」に改める。

（相続税法の一部改正）

第二条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の表中「一五億円を超える金額」を「百分の七十」を

「	五億円を超え十億円以下の金額	百分の七十
「	十億円を超える金額	百分の七十五
		に改める。

第十八条中「百分の七十」を「百分の七十五」に改める。

第二十一条の七の表中「一七千万円を超える金額」を「百分の七十」に改める。

「	七千万円を超え一億円以下の金額	百分の七十
」を	一億円を超える金額	百分の七十五
		」に改める。

(酒税法の一部改正)

第三条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第一号中「十三万三千七百円」を「十六万六百元」に、「八千九百二十円」を「一万七百元」に、「七万二千二百六十円」を「八万五千六百三十円」に改め、同項第二号中「六万五千七百円」を「八万六千六百円」に、「四千三百八十円」を「五千四百四十円」に、「三万五千四十円」を「四万三千五百二十円」に改め、同項第三号イ・中「十一万九千八百円」を「十三万七千五百円」に改め、同号イ・中「十一万九千

八百円」を「十三万七千五百円」に、「七千三百四十円」を「七千七百円」に改め、同号イ・中「十五万六千五百円」を「十七万六千円」に、「二万八千四百三十円」を「二万九千四百二十円」に改め、同号イ・中「十一万九千八百円」を「十三万七千五百円」に、「七千三百四十円」を「七千七百円」に改め、同号イ・中「八万三千百円」を「九万九千円」に改め、同号口・中「七万八百円」を「八万九千円」に改め、同号口・中「七万八百円」を「八万九千円」に、「四千五百六十円」を「四千九百六十円」に改め、同号口・中「九万三千六百円」を「十一万三千八百円」に、「一万六千九百三十円」を「一万七千八百五十円」に改め、同号口・中「七万八百円」を「八万九千円」に、「四千五百六十円」を「四千九百六十円」に改め、同号口・中「四万八千円」を「六万四千二百円」に改め、同項第四号中「二万千六百円」を「三万九千八百円」に、「千六百円」を「二千九百五十円」に、「一万二千元」を「二万二千百円」に改め、同項第五号中「二

十万八千四百円」を「二十二万三千三百円」に改め、同項第六号中「四万六千三百円」を「八万七千六百元」に、「八万五千元」を「十一万七千三百円」に、「七千九十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第七号中「九十八万二千三百円」を「百六万九千七百円」に、「二万四千五百六十円」を「二万六千七百五十円」に、「九十万八千六百二十円」を「九十八万九千四百五十円」に改め、同項第八号中「三十三万四千四百円」を「三十六万八千八百円」に、「八千九百六十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第九号中「八万五千元」を「十一万七千三百円」に、「七千九十円」を「九千七百八十円」に改め、同項第十号イ中「二十万八千四百円」を「二十二万三千三百円」に、「十四万三千四百円」を「十五万三千六百元」に、「七万八千三百円」を「八万三千九百元」に改め、同号口中「二十七万六千四百円」を「三十八万三千三百円」に改め、同号ハ・中「二万六千六百円」を「三万九千八百円」に、「千六百元」を「二千九百五十円」に、「一万二千

円」を「二万二千百円」に改め、同号八・中「八万五千円」を「十一万七千三百円」に、
「七千九十円」を「九千七百八十円」に改め、同条第二項中「一万四百円」を「一万千
二百円」に改め、同条第三項の表中「十一万九千八百円」を「十三万七千五百円」に、
「七万八百元」を「八万九千元」に、「四万六千三百円」を「八万七千六百円」に、「八
万五千円」を「十一万七千三百円」に、「九十八万二千三百円」を「百六万九千七百円
」に、「三十三万四千四百円」を「三十六万八千八百円」に改め、同条第四項中「10,400円
」を「11,200円」に改める。

(たばこ税法の一部改正)

第四条 たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「三千百二十六円」を「三千二百八十六円」に改め、同条第二項中
「六千二百五十二円」を「六千五百七十二円」に改める。

附則第二条中「千四百八十四円」を「千五百八十円」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第五条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の十二」を「万分の十五」に、「万分の六」を「万分の七」に、「万分の三十」を「万分の四十」に、「万分の十六」を「万分の二十一」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条の三」を「第四十二条」に、「第一節 特別税額控除及び減価償却の特例(第四十二条の四・第五十三条)」を「第一節 法人税率等の特例(第四十二

条の二・第四十二条の三の二) 第一節の二 特別税額控除及び減価償

に、「第二節 たばこ税法の特例(第八十

却の特例(第四十二条の四・第五十三条) 第二節 たばこ税法の特例(第八十八条・第八十八条の八条・第八十八条の四)」を

第二節の二 物品税法の特例(第八十八条の三・第八十

二) に、「第四節 印紙税法の特例(第九十一条)」を「第四節 印紙税

八条の四の二)」
法の特例(第九十一条) に改める。 第五節 通行税

法の特例(第九十二条)」

第一条中「たばこ税、揮発油税」を「たばこ税、物品税、揮発油税」に、「及び印紙税」を、「印紙税及び通行税」に改め、「たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)」の下に「、物品税法(平成元年法律第 号)」を、「印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)」の下に「、通行税法(平成元年法律第 号)」を加える。

第二十五条の二第二項第一号中「百分の二十八」を「百分の二十五・六」に改め、同条第三項第一号口中「百分の六十七」を「百分の七十」に改め、同条第五項第二号中「百分の三十七・五」を「百分の四十」に改める。

第二十八条の四第一項中「第三項及び第四項第一号」を「次項及び第三項第一号」に改め、同項第一号中「第六項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第二項を削り、

同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第二十八条の五第一項中「昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項第一号中「前条第六項第二号」を「前条第五項第二号」に改め、同条第二項第一号中「前条第四項第一号から第五号まで及び第八号」を「前条第三項第一号から第五号まで及び第八号」に改め、同項第二号中「同条第四項第四号イ及びハ」を「同条第三項第四号イ及びハ」に改め、同項第三号中「前条第四項第四号ハ」を「前条第三項第四号ハ」に改め、同項第四号中「前条第四項第四号イ」を「前条第三項第四号イ」に改め、同条第三項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第五項」に、「前条第五項中」を「前条第四項中」に、「第四項第四号ハ」を「第三項第四号ハ」に、「前条第六項」を「前条第五項」に改める。

第三十一条第一項中「第五項第二号」を「第四項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十一条の二第一項及び第三項中「、昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「前条第三項」を「前条第二項」に、「五年」を「十年」に改める。

第三十一条の三第一項中「、昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「五年」を「十年」に改める。

第三十一条の四第一項及び第二項第四号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十二条第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「第五項に」を「第四項に」に、「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第四項第二号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二十八条の四第四項第一号から第三号まで」を「第二十八条の四第三項第一号から第三号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第四項」に、「同条第五項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号及び第三十五条第一項第一号中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三十六条の二第一項、第三十七条第一項の表の第十四号及び第三十七条の五第五項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十七条の十一第四項第二号中「百分の二・五」を「百分の三・五」に改め、同項第三号中「百分の五」を「百分の七」に改める。

第三十八条第一項第一号中「第三十一条第四項」を「第三十一条第三項」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を削る。

第四十二条の次に次の章名及び節名を付する。

第三章 法人税法の特例

第一節 法人税率等の特例

第四十二条の二及び第四十二条の三を次のように改める。

（法人税率の特例）

第四十二条の二 法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この条及び次条において「普通法人」という。）又は人格のない社団等の各事業年度の所得に係る同法そ

の他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六条第一項及び第四百十三条第一項中「百分の三十七・五」とあるのは、「百分の四十」とする。

2 内国法人である普通法人の清算中の各事業年度に関する法人税法第百二条の規定の適用については、同条第一項第三号中「百分の三十七・五」とあるのは、「百分の四十」とする。

3 内国法人である普通法人が解散（合併による解散を除く。）又は合併をした場合における清算所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第九十九条第一項又は第百十五条第一項中「百分の三十三」とあるのは、「百分の三十五・二」とする。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）

第四十二条の三 内国法人（人格のない社団等を除く。次条第四項において同じ。）が

各事業年度に係る利益の配当（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この項及び次条において同じ。）又は剰余金の分配をした場合において、当該利益の配当又は剰余金の分配の金額で、当該事業年度の所得の金額（次条の規定を適用しないで計算した場合の所得の金額とし、益金の額に算入しない配当等の金額（法人税法第二十三条の規定により益金の額に算入しない金額をいう。以下この項及び次条において同じ。）を含む。）のうちから配当又は分配をしたものとして政令で定める金額（次条第一項において「所得等からした配当等の金額」という。）が当該益金の額に算入しない配当等の金額を超えるときは、その超える金額に相当する当該事業年度の所得の金額（以下この条において「軽減税率適用所得金額」という。）については、同法第六十六条第一項から第三項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる税率によ

り、法人税を課する。

一 普通法人 百分の三十五（当該事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が一億円以下であるものの軽減税率適用所得金額のうち年八百万円以下の所得の金額から成る部分の金額については、百分の二十五）

二 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等 百分の二十五

2 普通法人の軽減税率適用所得金額のうち年八百万円以下の所得の金額から成る部分の金額は、当該軽減税率適用所得金額に、当該事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第一項又は第二項及び租税特別措置法第四十二条の三第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特

例）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第一項又は第二項及び租税特別措置法第四十二条の三第一項」と、同法第六十九条第一項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「第六十六条第一項から第三項まで（各事業年度の所得に対する法人税の税率）及び租税特別措置法第四十二条の三第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」と、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の三第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の三第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」とする。

第四十二条の四の前に次の一条及び節名を加える。

（法人の受けた配当等の益金不算入の特例等）

第四十二条の三の二 内国法人（第三項に規定するものを除く。）が各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額が、所得等からした配当等の金額（当該各事業年度において欠損金額がある場合には、益金の額に算入しない配当等の金額に係るものとして政令で定める金額）を超える場合には、その超える金額の百分の十二・五に相当する金額は、法人税法第二十三条の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する欠損金額は、各事業年度の損金の額が同項の規定を適用しないものとした場合における当該事業年度の益金の額を超える場合のその超える損金の額をいう。

3 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等その他法令の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配をしないものとされている法人又は人格のない社団等が各事業年度において受けた益金の額に算入しない配当等の金額がある場合には、当該金額の百分の十二・五に相当する金額は、同法第二十三条の規定にかかわらず、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 清算中の内国法人（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等を除く。）が内国法人から利益の配当、剰余金の分配又は証券投資信託（同法第二条第二十八号に規定する証券投資信託をいう。）の収益の分配の金額（同法第二十四条の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の金額」という。）を受けた場合における当該清算中の内国法人に対する同法第九十条の規定の適用については、同条第二項第二号に掲げる金額は、同号の規定にかか

わらず、当該金額から、当該金額のうち配当等の金額に係る部分の金額の百分の十二・五に相当する金額を控除した金額とする。

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例

第四十二条の六第六項及び第四十二条の七第六項中「並びに」の下に「第四十二条の二第一項、第四十二条の三第一項、」を加える。

第六十三条第一項中「並びに」の下に「第四十二条の二、第四十二条の三第一項、」を加え、同条第七項を削る。

第六十三条の二第一項中「昭和六十二年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に」を削り、「並びに」の下に「第四十二条の二、第四十二条の三第一項、」を加える。

第六十六条の十五第四項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削る。

第六十八条の三第一項中「とする。」を超える部分の金額」を「とする。以下この項

において「基準所得金額」という。）を超える部分の金額（租税特別措置法第四十二条の三第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）に規定する軽減税率適用所得金額がある場合には、基準所得金額と当該軽減税率適用所得金額とのいずれが多い金額を超える部分の金額とする。）に改める。

第八十七条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされる清酒（所得税法等改正法第四条）を「法人税法等の一部を改正する法律（平成元年法律第 号。以下この項において「法人税法等改正法」という。）附則第八条の規定により所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第四条の規定の施行前の酒税の例によることとされる清酒（同条）」に、「平成元年四月一日」を「平成二年四月一日」に、「所得税法等改正法附則第三十八条」を

「法人税法等改正法附則第八条」に改める。

第八十七条の二第一項中「及び次条」を「、次条及び第八十八条の三」に、「いう。次条」を「いう。次条及び第八十八条の三」に改める。

第八十八条の二の次に次の節名を加える。

第二節の二 物品税法の特例

第八十八条の三及び第八十八条の四を次のように改める。

（外航船等に積み込む物品の免税）

第八十八条の三 第二種の物品（物品税法別表に掲げる第二種の物品をいう。以下同じ。）の製造者又は第二種の物品を保税地域から引き取る者が、外航船等に船用品又は機用品として積み込むため、政令で定めるところによりその積み込もうとする港の所在地の所轄税関長の承認を受けた第二種の物品で政令で定めるもの（次項において「指

定物品」という。)を、その製造に係る製造場から移出し、又は保税地域から引き取る場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込みを輸出又は外国の船舶若しくは航空機への積込みとみなして、物品税法及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律を適用する。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた指定物品のうちその製造に係る製造場から移出されたものが、最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合(政令で定めるところにより当該外航船等が入港している港の所在地の所轄税関長の承認を受けて、他の外航船等に積み換えられる場合その他政令で定める場合を除く。)には、当該指定物品の所持者が関税法第六条の二第一項第二号に規定する賦課課税方式が適用される当該各号に定める指定物品を保税地域から引き取るものとみなして、物品税法を適用する。この場合において、当該指定物品に係る物品税の納税地

は、当該指定物品が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場所の所在地とし、当該指定物品の課税標準は、同法第十三条の規定にかかわらず、当該指定物品が前項の規定の適用を受けてその製造に係る製造場から移出された時における同条第一項第二号に掲げる金額とする。

一 本邦において陸揚げ又は取卸し（積換えを含む。以下この号において同じ。）がされる場合 その陸揚げ又は取卸しがされる指定物品

二 当該外航船等が外航船等でなくなる時に当該外航船等に現存する場合 その現存する指定物品

（外国公館等が購入する公用品の免税）

第八十八条の四 第一種の物品（物品税法別表に掲げる第一種の物品をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は第二種の物品の製造者が、それぞれ、本邦にある外

国の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる機関（以下この条において「大使館等」という。又は本邦に派遣された外国の大使、公使、領事その他これらに準ずる者（以下この条において「大使等」という。に対し、外交、領事その他の任務の遂行のための用途に供するため政令で定める方法により購入される第一種の課税物品で政令で定めるものの小売をし、又は当該用途に供するため当該方法により購入される第二種の課税物品で政令で定めるものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合には、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。ただし、外国にある本邦の大使館等又は外国に派遣された本邦の大使等が購入する物品について、物品税に類似する租税の免除に制限を付する国の大使館等又は大使等については、相互条件による。

2 前項の規定は、同項の小売をした第一種の物品の販売業者又は同項の移出をした第二種の物品の製造者が、それぞれ、当該小売又は移出をした日の属する月分の物品税

法第三十一条第一項又は第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に当該物品が外国の大使館等又は大使等によつて同項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。

3 物品税法第十九条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の外国の大使館等又は大使等は、同項の規定の適用を受けた物品を購入した日から二年間は、当該物品を同項に規定する任務の遂行のための用途以外の用途（以下この項において「目的外の用途」という。）に供してはならない。ただし、当該物品を当該期間内に目的外の用途に供することにつきやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第六章第二節の二中第八十八条の四の次に次の一条を加える。

（海軍販売所等に販売する物品の免税）

第八十八条の四の二 第二種の物品の製造者が、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第十五条第一項・に規定する海軍販売所又はピー・エックスに対し、同協定第一条に規定する合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの家族次項において「合衆国軍隊の構成員等」という。が輸出する目的でこれらの機関から政令で定める方法により購入する第二種の課税物品で政令で定めるものを販売するため、これをその製造に係る製造場から移出する場合には、当該移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした第二種の物品の製造者が当該移出をした日の属する月分の物品税法第三十一条第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に当該物品が合衆国軍隊の構成員等によつて前項に規定する

方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第五項において準用する同法第二十三条第三項本文又は第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情があるため同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添付することができないときは、当該書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに提出すれば足りるものとする。

一 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月以内に提出することを予定している場合において、政令で定めるところによりその予定日を当該申告書の提出先の税務署長に届け出たとき。 当該予定日

二 第二種の物品の製造者が、当該書類を当該申告書の提出期限から三月を経過した日以後に提出することを予定している場合において、政令で定めるところにより当

該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたとき。 当該税務署長が指定した日

4 前項の場合において、第二種の物品の製造者が、契約の解除その他の理由により、

第一項の移出をした第二種の課税物品を第二項に規定する申告書の提出後において第一項の製造場に戻し入れたときは、当該物品については、当該戻入れの事実を証する書類として政令で定める書類をもつて前項に規定する書類に代えることができる。

5 物品税法第二十三条第三項の規定は、第一項に規定する機関から同項の規定に該当する第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した者について、同条第四項及び第五項並びに同法第四十八条第七号、第五十条第一号及び第五十二条の規定は、当該購入に係る第二種の課税物品の同法第二十三条第四項に規定する譲渡又は譲受けについてそれぞれ準用する。

第六章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 通行税法の特例

(離島航空路線の旅客運賃に係る通行税の税率の軽減)

第九十二条 離島航空路線を航行する航空機の旅客運賃に係る通行税の税率は、通行税法第二条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 前項に規定する離島航空路線とは、航空法第二条第十七項に規定する定期航空運送事業に係る路線(これに準ずるものを含む。)のうち、離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島その他これに準ずるものとして政令で定めるものをいう。)の地域内の地点と当該離島の地域外の地点との間を結ぶもので政令で定めるものをいう。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則中「昭和六十四年三月一日」を「平成元年三月一日」に、「昭和六十四年四月一日」を「平成元年四月一日」に、「」の規定は、昭和六十四年分」を「」の規定は、平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。以下同じ。）」に、「昭和六十四年から」を「平成元年（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間をいう。附則第八条において同じ。）から」に、「昭和六十四年分の」を「平成元年分の」に、「昭和六十四年において」を「平成元年において」に、「昭和六十四年分以後の」を「平成元年分以後の」に、「」を「」に、「昭和六十五年」を「平成二年」に、「昭和六十六年」を「平成三年」に、

「昭和六十七年」を「平成四年」に、「昭和六十八年」を「平成五年」に、「昭和六十九年」を「平成六年」に改める。

附則第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

附則第三十九条中「旧酒税法第三条」を「同条の規定による改正前の酒税法（以下「旧酒税法」という。）第三条」に改める。

附則第四十条中「新酒税法の規定により、」を「同条の規定による改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）の規定により、」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第六条中租税特別措置法

第二十五条の二第二項第一号、第三項第一号口及び第五項第二号の改正規定並びに附則第十九条の規定は、平成二年一月一日から施行する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法

（以下「新法人税法」という。）の規定は、法人（新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。

）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下同じ。）又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清

算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（受取配当等の益金不算入に関する経過措置）

第三条 法人の施行日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得の金額の計算に係る新法人税法第二十三条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「百分の六十」とあるのは、「百分の七十五」とする。

（賞与引当金に関する経過措置）

第四条 法人の施行日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得の金額の計算に係る新法人税法第五十四条第一項の規定の適用については、同項中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

（解散による清算所得の金額の計算に関する経過措置）

第五条 内国法人である新法人税法第二条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規

定する協同組合等の施行日から平成三年三月三十一日までの間の解散による清算所得の金額の計算に係る新法人税法第九十三条第二項第二号の規定の適用については、同号中「百分の六十」とあるのは、「百分の七十五」とする。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の相続税法の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（酒税法等の一部改正に伴う一般的経過措置）

第七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条、第六条（租税特別措置法第八

十七条第二項の改正規定に限る。附則第十二条において同じ。）及び第七条の規定の施行前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

（清酒に係る特例）

第八条 施行日から平成四年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる清酒については、第三条の規定による改正後の酒税法（以下「新酒税法」という。）の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号。附則第十一条第三項において「昭和六十三年所得税法等改正法」という。第四条の規定の施行前の酒税の例による。この場合において、同条の規定による改正前の酒税法（以下この条において「昭和六十三年改正前酒税法」という。第五条第一項中「特級、一級」とあるのは「一級」と、同条第四項中「特級及び一級」とあるのは「一級」と、同条第五項中「特級又は一級」とあるのは「一級」と、昭和六十三年改

「イ 特級

正前酒税法第二十二條第一項第一号中

口
一級

・	アル コール分が 八度未満のもの	円	三十万四千三百二十
・	アル コール分が 十五度未満八度 以上のもの	を引いた金額	五十七万六百元から アルコール分が十五 度を下る一度へ一度 未満の端数があると きは、その端数は一 度とみなす。ご に、三万八千四十円
・	アル コール分が 十六度以上のも の	えた金額	五十七万六百元にア ルコール分が十五度 を超える一度ごとに 三万八千四十円を加
・	アル コール分が 十五度以上十六 度未満のもの		五十七万六百元

「イ 一級

・ アルコール分が
十五度以上十六
度未満のもの
二十七万九千五百円

・ アルコール分が
十六度以上のも
の
二十七万九千五百円
にアルコール分が十
五度を超える一度ご
とに一万八千六百四
十円を加えた金額

・ アルコール分が
十五度未満八度
以上のもの
二十七万九千五百円
からアルコール分が
十五度を下る一度（
一度未満の端数があ
るときは、その端数
は一度とみなす。）
ごとに一万八千六百
四十円を引いた金額

・ アルコール分が
十四万九千二十円

八度未満のもの

「

とあるのは

・ アルコール分が十五度以上十六度未満のもの
二十一万二千七百円

・ アルコール分が十六度以上のもの
二十一万二千七百円にアルコール分が十五度を超える一度ごとに一万四千百八十

円を加えた金額

と、「八二

・ アルコール分が十五度未満八度以上のもの
二十一万二千七百円からアルコール分が十五度を下る

一度へ一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす。）ごとに一万四千百八十円を引いた金額

・ アルコール分が八度未満のもの
十一万三千四百四十円

満のもの

級」とあるのは「ロ 二級」と、「十万七千九百円」とあるのは「十四万三百円」と、

「七千二百円」とあるのは「九千三百六十円」と、「五万七千五百円」とあるのは「七万四千七百八十円」と、同条第二項中「一万二千元」とあるのは「一万二千二百円」と、

昭和六十三年改正前酒税法第二十二條の二第一項の表中

分の五十	分の百五十
------	-------

とあるのは

果実酒類	
甘味果実酒	果実酒
百分の五十	百分の五十

とする。

果実酒類		清酒
甘味果実酒	果実酒	特級
百	百	百

2 前項の場合において、昭和六十三年改正前酒税法第五条第四項又は第五項の規定により特級又は一級と認定された清酒で、第三条の規定の施行の際、現に当該認定の効力を有するものについては、前項の規定により読み替えて適用される昭和六十三年改正前酒税法第五条第四項又は第五項の規定により一級と認定されたものとみなす。

(未納税移出等に係る経過措置)

第九条 施行日前に酒類の製造場から移出された酒類で、酒税法第二十八条第三項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る同法第二十八条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。)について、同法第二十八条第三項各号に掲げる日ま

で、同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率（清酒にあつては、施行日から平成四年三月三十一日までの間、前条第一項に規定する税率）とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第十条 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた酒類について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新酒税法の税率（清酒にあつては、施行日から平成四年三月三十一日までの間、附則第八条第一項に規定する税率）とする。

免除の規定

追徴の規定

酒税法第二十八条の三第一項

同法第二十八条の三第六項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に

同法第十一条第三項

関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に

同法第十二条第四項

関する法律第十二条第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に

同法第十三条第三項において準用する

関する法律第十三条第三項

関税率法（明治四十三年法律第五十

四号）第十五条第二項、第十六条第二

項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互
協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合
衆国軍隊の地位に関する協定の実施に
伴う関税法等の臨時特例に関する法律
（昭和二十七年法律第百十二号）第七
条（日本国における国際連合の軍隊の
地位に関する協定の実施に伴う所得税
法等の臨時特例に関する法律（昭和二
十九年法律第百四十九号）第四条にお
いて準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互
協力及び安全保障条約第六条に基づく
施設及び区域並びに日本国における合
衆国軍隊の地位に関する協定の実施に
伴う関税法等の臨時特例に関する法律
第八条（日本国における国際連合の軍
隊の地位に関する協定の実施に伴う所
得税法等の臨時特例に関する法律第四
条において準用する場合を含む。）

(手持品課税)

第十一条 施行日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所で所持する場合には、その合計数量）が二千五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を施行日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、その所持する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、新酒税法の税率（清酒にあつては、附則第八条第一項に規

定する税率）により算出した場合の酒税額と第三条の規定による改正前の酒税法の税率（清酒にあつては、第七条の規定による改正前の昭和六十三年所得税法等改正法附則第三十八条に規定する税率）により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を同項の酒税額とする。

4 第一項の規定による酒税額については、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある同項の規定に該当する酒類に係る酒税額を合算し、当該合算した額の酒税を、平成二年五月から同年九月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、これを徴収する。

5 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、当該酒類についての税率の適用区分及び当該区分ごとの数量その他政令で定める事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所

轄税務署長に提出しなければならない。

6 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十条の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額（第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を徴収され

た、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該酒類で酒類販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を徴収された、又は徴収されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒類をその移入した製造場から更に移出した場合

（酒税法等の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第十二条 第三条、第六条及び第七条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係る第三条、第六条及び第七条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（たばこ税法の一部改正に伴う一般的経過措置）

第十三条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第四条の規定の施行前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

（未納税移出等に係る経過措置）

第十四条 施行日前に製造たばこの製造場から移出された製造たばこで、たばこ税法第十二条第三項（同法第十四条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十二条第三項各号に掲げる日が施行日以後に到来するものに限る。）について、同法第十二条第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、第四条の規定による改正後のたばこ税法（以下「新たばこ税法」という。）の税率とする。

(未納税引取り等に係る経過措置)

第十五条 次の表の上欄に掲げる法律の規定によりたばこ税の免除を受けて施行日前に保税地域から引き取られた製造たばこについて、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなった場合における当該製造たばこに係るたばこ税の税率は、新たばこ税法の税率とする。

免除の規定

追徴の規定

たばこ税法第十三条第一項

同法第十三条第七項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十一条第一項

同法第十一条第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に
関する法律第十二条第一項

同法第十二条第四項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に

同法第十三条第三項において準用する

関する法律第十三条第三項

関稅定率法第十五条第二項、第十六条
第二項又は第十七条第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互

日本国とアメリカ合衆国との間の相互

協力及び安全保障条約第六条に基づく

協力及び安全保障条約第六条に基づく

施設及び区域並びに日本国における合

施設及び区域並びに日本国における合

衆国軍隊の地位に関する協定の実施に

衆国軍隊の地位に関する協定の実施に

伴う関税法等の臨時特例に関する法律

伴う関税法等の臨時特例に関する法律

第七条（日本国における国際連合の軍

第八条（日本国における国際連合の軍

隊の地位に関する協定の実施に伴う所

隊の地位に関する協定の実施に伴う所

得税法等の臨時特例に関する法律第四

得税法等の臨時特例に関する法律第四

条において準用する場合を含む。）

条において準用する場合を含む。）

（手持品課税）

第十六条 施行日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所で製造たばこを販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その数量（たばこ税法第二条第二項に規定する製造たばこの区分により、第二種及び第三種の製造たばこについては一グラムを一本に、第四種の製造たばこ、かみ用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこについては二グラムを一本に換算した数量とし、二以上の場所で製造たばこを所持する場合には、その合計数量とする。）が二万本以上であるときは、当該製造た

ばこについては、その者が製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の税率は、千本につき百六十円（同法附則第二条に規定する第一種の製造たばこにあつては、九十六円）とする。

2 前項に規定する者は、その所持する製造たばこで同項の規定に該当するものの貯蔵場所（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第九条第六項に規定する小売販売業者にあつては、同法第二十二條第一項に規定する営業所。以下この項において同じ。）ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、施行日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量

二 前号の数量により算定した前項の規定によるたばこ税額及び当該たばこ税額の合計額

三 その他参考となるべき事項

3 第一項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）附則第五条第三項に規定する道府県たばこ税に係る申告書又は同法附則第八条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書に併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は市町村長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は市町村長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4 第二項の規定による申告書を提出した者は、平成二年九月三十日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額の合計額に相当するたばこ税を、国に納付し

なければならぬ。

5 前項の規定は、同項に規定する第二項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係るたばこ税につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する更正若しくは決定を受けたもののうち、同法第三十五条第二項第二号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

6 第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべき製造たばこのうち、たばこ税法第十一条第二項に規定する特定販売業者が自ら保税地域から引き取った製造たばこで販売のため所持するものを輸出した場合において、当該特定販売業者が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの輸出の申告をした税関の税関長の確

認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十五条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、若しくは納付されるべき又は徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額に相当する金額に係る還付に併せて、当該特定販売業者に還付する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する製造たばこ製造者（たばこ税法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。以下この項において同じ。）が政令で定めるところにより、当該製造たばこが第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該製造たばこの戻入れ又は移入に係る製造たばこの製造場の所在地を所轄する税務署長の確認を受けたときは、当該たばこ税額に相当する金額は、同法第十六条の規定に準じて、当該製造たばこにつき当該製造たばこ製造者が納付した、又は納付すべきたばこ税額（第二号に該当する場合にあっては、同号

に規定する他の製造たばこの製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべきたばこ税額）に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係るたばこ税額から控除し、又はその者に還付する。

一 製造たばこ製造者がその製造場から移出した製造たばこで、第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合（当該製造たばこで製造たばこの販売業者から返品されたものその他政令で定めるものが当該製造たばこ製造者の他の製造たばこの製造場に移入された場合を含む。）

二 前号に該当する場合を除き、製造たばこ製造者が、他の製造たばこの製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた製造たばこで第一項の規定によるたばこ税を課された、又は課されるべきものを製造たばこの製造場に移入し、当該製造たばこを

その移入した製造場から更に移出した場合

8 たばこ税法第二十六条（第二号を除く。）の規定は、第二項の規定による申告書を提出しなければならぬ者について準用する。

9 第二項の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

10 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（たばこ税法の一部改正に伴う罰則に係る経過措置）

第十七条 第四条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるたばこ税に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（有価証券取引税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第五条の規定による改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、施行日以後に行われる有価証券の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前に行われた有価証券の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に関する経過措置）

第十九条 第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二十五条の二第二項、第三項及び第五項の規定は、平成二年分以後の所得税について適用し、平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置）

第二十条 新租税特別措置法第二十八条の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一

項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日前行った第六
条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第二十
八条の四第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。
（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二十一条 新租税特別措置法第三十一条の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項
に規定する土地等の譲渡に係る所得税について適用し、個人が施行日前行った旧租税
特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡に係る所得税については、なお従
前の例による。

2 新租税特別措置法第三十一条の二第一項（同条第三項において準用する場合を含む）
の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡
又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る

所得税について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第三十一条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に該当する譲渡に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に該当する譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第三十二条の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡（同条第二項に規定する株式の譲渡を含む。）に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等の譲渡（同条第二項に規定する株式の譲渡を含む。）に係る所得税については、なお従前

の例による。

（上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税に関する経過措置）

第二十二條 新租税特別措置法第三十七條の十一第四項第二号及び第三号の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る所得税について適用し、施行日以前に行われた旧租税特別措置法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡に係る所得税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税法の特例に関する経過措置の原則）

第二十三條 この附則に別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含

む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例に関する経過措置）

第二十四条 新租税特別措置法第四十二条の三第一項に規定する内国法人の施行日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得に対する法人税に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「法人税法第二十三条」とあるのは、「法人税法等の一部を改正する法律（平成元年法律第 号）附則第三条の規定により読み替えて適用される法人税法第二十三条」とする。

（法人の受けた配当等の益金不算入の特例等に関する経過措置）

第二十五条 法人で新租税特別措置法第四十二条の三の二第一項、第三項又は第四項に規

定するものの施行日から平成三年三月三十一日までの間に開始する事業年度の所得及び同日以前の解散による清算所得の金額の計算に係る同条の規定の適用については、同条第一項中「法人税法第二十三条」とあるのは「法人税法等の一部を改正する法律（平成元年法律第 号。第四項において「改正法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用される法人税法第二十三条（第三項において「改正法による読み替後の法人税法第二十三条」という。）と、同条第三項中「同法第二十三条」とあるのは「改正法による読み替後の法人税法第二十三条」と、同条第四項中「同法第九十三条」とあるのは「改正法附則第五条の規定により読み替えて適用される法人税法第九十三条（以下この項において「改正法による読み替後の法人税法第九十三条」という。）と、「同条第二項第二号」とあるのは「改正法による読み替後の法人税法第九十三条第二項第二号」とするほか、当該事業年度の所得及び当該清算所得の金額の計算に係る同条の規定

の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

2 新租税特別措置法第四十二条の三の二第四項の規定は、清算中の内国法人（新法人税法第二条第六号に規定する公益法人等及び同条第八号に規定する人格のない社団等を除く。）で施行日前に解散したものが施行日以後に開始する清算中の各事業年度において同項に規定する配当等の金額を受けた場合における当該清算中の内国法人についても適用する。

（法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率に関する経過措置）

第二十六条 新租税特別措置法第六十三条の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十三条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。

「法人税法等の一部を改正する法律案」
作成時の手書き等「補正」箇所

1 第二条 前半 P 1 ～ 2
印の箇所の罫線を伸ばす。

「 五億円を超え十億円以下の金額 十億円を超える金額	百分の七十 百分の七十五	」 に改める。
----------------------------------	-----------------	------------

「 七千万円を超え一億円以下の金額 一億円を超える金額	百分の七十 百分の七十五	」 に改める。
-----------------------------------	-----------------	------------

2 第六条 前半 P 22 ～ 23 及び P 25

・ 印の箇所の「。」と次の文字との間に「」
かつこ閉じる
を入れる。

・ 印の箇所の「族」と「次」との間に「
かつこ始まり
を入れる。

第八十八条の四 第一種の

条において同じ。の販売業者又は

館等」という。又は本邦に派遣

者（以下この条において「大使等」という。に対し、

P 25

第八十八条の四の二 第二種の

し、同協定第一条に

これらの家族次項に

において「合衆国軍隊の構成員等」という。が輸出する

3

第七条 前半 P 29～30

・、の箇所にそれぞれ次の文書を「横書き」で貼る。

において」に、「昭和六十四年分以後の」を「平成元年分以後の」に、「

を」

昭和〇〇年分

平成元年分（昭和〇〇年1月1日から平成元年〇〇月〇〇日までの期間に係る年分をいう。

4 附則第八条 後半P4

・ 4 ページは「禁則処理なし」でプリントアウトをする。

・ 印の箇所の「。」と次の文字との間に「）」 かつこ閉じる を入れる。

新酒税法」という。の規定にかかわらず、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十
いう。第四条の規定の施行前の酒税の例による。この場合において、同条の規定による
改正前の酒税法（以下この条において「昭和六十三年改正前酒税法」という。第五条第

5 附則第十条 後半 P 9 ～ 13 及び 附則第十五条 後半 P 14 ～ 16

各条の「表」の上、中央、下に横線を引く。